

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和2年10月28日（水）

開 会（午後1時34分）

松本委員

会議の冒頭に当たり、私から過日の会議での発言の取消しをお願いしたいと思います。

それは、議員が市からの補助金を受けている団体の長を務めることの禁止について、その表現の度合いの強中弱という石原委員の説明の後の議論の中で、議員が就任することを禁止する役職を補助金を受ける団体の長に限ったという話をしていたときに、長に限らず副並びに会計といった3役についても広げたほうがよいのではないか、という私の発言です。個人的には、と前置きをしたものの、委員会は会派の代表が集まる会でもあるし、この発言については取消しをしたいということをお願いしたいです。

石原委員

今の松本委員からの話で、会派の意見と違ったということは分かったが、取消しとなると発言自体が最初からなかったことになってしまう。そうすると、ワーキンググループの中でも役員の範囲についての議論などはしてきているし、今日の資料の中でも副会長とか会計責任者のことも含めて話してきた上でお示ししているところがある。

論点として、そもそもそういった松本委員に発言してもらったところが最初からなかったことになってしまうが、会派の考えとは違うとはいえ、そういうことでよいのか。ワーキンググループで話した論点として、いさ

さかプロセスとは違うことになってしまうが、それはよいのか。こういうやり方はよいのか。

越阪部委員長

それに同調して出しているので、ワーキンググループで話したことは、それでよいと思います。

石原委員

委員会の正式な議事録の場で私が話をし出すとすると、それはどこからの話だということになる。今の我々の発言も、松本委員から御提案いただいたというところはこの瞬間も議事録に残るわけだから、どうなのか。

島田委員

あくまで個人的な意見だったということでよいのではないか。

石原委員

そういう趣旨は分かるが、取消しというと全くなってしまう話になるので、御本人はどのようにしてほしいのかの確認がしたい。

松本委員

取消しが一番ベターで、なかったことにしてもらいたい。

石原委員

なかったことでよいのか。

荻野委員

委員会での発言を取り消すという経験が私もあまり記憶にない。手続き

として、これはどのタイミングまで認められるものなのか。例えば、会議録ができるまでとか、委員長が本会議で報告するまでとか、そのあたりはどうなっているのか。

大島議会事務局主幹 委員会での発言の取消しまたは訂正については、会議規則第121条で、発言した委員は委員会の許可を得て発言を取消し、または委員長の許可を得て発言後の訂正をすることができるかと規定されています。期間についての規定はありません。

荻野委員 会議録の確定というのは、本会議での委員長報告をもって正式に確定になるのか。事務局で会議録をつくると、委員長に確認欄の決裁を持ってくるが、そのあたりはどうなのか。

大島議会事務局主幹 基本的に議長の決裁後に、会議録をデータで配信しています。原則、決裁までと考えます。

島田委員 今回の松本委員は会派の意見ということではなくて、あくまで個人の意見ということで一応断って話されたと思うので、それは別に削除までしなくともよいのではないかと思うが、いかがか。

石原委員 さっきの島田委員の御意見も踏まえて、今回は持ち帰り事項等もあった

と思う。それを改めて会派で話した結果として、会派はこういう意見だったと追加で御意見を言ってもらえれば十分だと思う。そこの真意というか、最初からなかったことにしたいと、そのあたりがどうなのかを御本人に確認したい。

荻野委員

あまり必要性を感じない。

島田委員

個人の意見だからよいのではないか。松本委員のやってこられた今までの経験に基づいての御発言だったということだと理解はしているので、会派の意見とは思っていない。

松本委員

それによって私が責められるなら受けて立ちます。

島田委員

責められないと思う。よかれと思って御発言されたと思う。

石原委員

私はあのときも言ったが、貴重な発言だなと思って受け止めているので、別に結果として会派と意見が違ったということであれば、それでよいのではないか。そこを御本人の意思で取消したいとおっしゃるのか。

島田委員

はっきりしておかないと、委員会でどこからどこまでという話になって

しまうから、そこは委員長がこうしたほうがよいと言わなくてもよいのではないか。

石原委員

今日の議論でも会派の意見を言う機会はあるし、それを前提に私も議論を進めるので、何も消さなくてもと思う。

島田委員

ちゃんと断ってから話されていたから。

越阪部委員長

でも、取り消しと言ったのでしょうか。

島田委員

松本委員がそれでよいということであれば、委員長はそこを言わないほうがよい。

石原委員

これ以上は我々も別にそんなに言わないが。

島田委員

委員長は進行役なのだから。

越阪部委員長

発言のまた取り消しのようになりますが。

島田委員

そのまま、また残してよいのではないか。

松本委員

皆さんに諮ったところ取り消さなくてよいことになったということで
しょう。

島田委員

そこはもう松本委員の判断でよいと思う。

休 憩 （午後 1 時 4 5 分）

再 開 （午後 1 時 4 9 分）

【議 事】

議会BCP（素案）について

越阪部委員長

本日は、危機管理監から所沢市の業務継続計画について、概略やアウトラインをお話いただきたいと思います。よろしくお願いします。

佐々木危機管理監

今、委員長から要請がありました所沢市業務継続計画について、今日は資料として地震編をお配りしています。そちらを御覧いただきながら、概略のみ説明させていただきます。

まず、所沢市業務継続計画ですが、災害等で市役所の機能が低下をしている場合にあっても、限られた人員と資源を投入しながら、業務の継続と災害からの早期復旧を図るという目的で作成をしているものです。

詳細についての説明は割愛しますが、原則市役所の業務が全てストップをするという前提で始まっています。具体的には、市の災害対策本部が設置されるような広域災害、大規模災害が起きた場合に、市役所の通常業務というのは全て停止します。ただ、災害対策本部が設置される場合には、現在、通常業務で稼働している全ての部局が解体されて、いわゆる災害専用の3部門体制ということになるわけですが、そういった体制になったときのことが想定です。その中で、どうしても継続させる必要がある業務について、各部で洗い出しを行い、非常時優先業務として、応急復旧業務と非常時優先通常業務の2種類を、災害発生後、最短1時間以内から、それから1か月以内までの間でその業務の開始時期と終了時期を計画化して

いるものです。

イメージとしては、資料の後半に応急復旧業務や非常時優先業務表というものがありますが、そちらに黒い矢印で示しているように、それぞれの業務についてこうした時系列で開始をして終了を目指す、ということで洗い出しをしています。

今、応急復旧業務と非常時優先通常業務の2種類があると申しあげましたが、応急復旧業務というのは、先ほど申しあげた災害対策本部体制になった場合に、通常の福祉部や総務部というのが全部解体されて、市民生活対応部など別の名前の3部に再編されます。そういったときに行う所掌事務と一致をしたもので、それをそれぞれの部でどのようにやっていくかということです。それから、非常時優先通常業務というのは、通常時に行われている業務のうち、これだけはやめられないというものを、原則そのままの形で継続してやっていくための業務と御理解いただければよいかと思えます。

そうしたことで、業務表が作られており、あわせて、市役所の全ての施設については執務環境調査票が別個に作ってあります。これは、例えば市の庁舎やまちづくりセンターなどの施設について、建物の耐震性、電気、水道が断水のときの対応はどうか、トイレ、ガス、電話はといった施設としての執務環境がどうかということをあらかじめ調査したものを備えて作ってあるというものです。

そういったもの全てを含めて、所沢市業務継続計画ということで運用を

しているところです。

越阪部委員長

課題のようなものはあるか。

佐々木危機管
理監

課題と申しますか、現状をお知らせすることになりますが、この業務継続計画は、例えば条例や規則、要綱等によって運用されているものではありません。単発でこの業務継続計画を策定し、それだけを基に進めていくというものです。平成26年に策定したのですが、過去にこれを発動したという経緯は一度もありません。大規模災害が起きていないからということです。

それからこのほかに、スケールは違いますが、新型コロナウイルス感染症に関する業務継続計画も、今般新型コロナの対策本部を立ち上げたことを機に、同じように業務の洗い出しを行って作ったものはあります。今日は大きなところということで、地震編をお持ちしています。

それから、訓練等に関しては、御承知のとおり、所沢市総合防災訓練というのが一番メジャーな訓練ですが、これは特にBCPに特化した訓練ということではありません。いろいろな災害対応を地域も含めて訓練をしていくというものです。では、BCPのための訓練はあるのかということですが、これについては、実は総合防災訓練とは別に、各部局がいろいろなタイミングで独自の訓練を行う場合があります。例えば、建設部が参集し、情報収集して、道路復旧にどのように当たっていくかの訓練であるとか、

情報の収集や発信に特化した訓練だとか、いろいろな毛色の訓練があり、それぞれの部局がランダムにやっているものがあります。それがいわゆるBCPを意識した訓練と言ってもよいのかなと思います。全庁的にBCPの訓練というものを行っていることはありません。

越阪部委員長

これから議会のBCPに入りたいと思いますが、全体的なことで質疑等がありますか。今お聞きした中でも結構ですし、その他でも結構です。

島田委員

現状の議会と執行部のBCPの関わりの中で、議会事務局長がこの会議の中にたしか参加をされている感じになっているかと思う。それ以外で、議会との関わりのようなことというのは特段何か想定されているのか。

佐々木危機管理
監

島田委員がおっしゃられたとおり、議会の災害対応と市の災害対策本部の対応は、ある意味連携をしていく必要がもちろんあります。

市で定めている体制としては、議会事務局長になると思いますが、市の災害対策本部員の要員になっていますので、主に連絡調整を全力でやっていただくことになると思います。それについては、今回素案でいただいているものの中にも議会事務局の権能のようなものが入っていると思いますが、そこで私も若干意見を申し上げようかと思っていました。議会事務局長がそのパイプ役と連絡役ということで、かなり終始していただくことになると思っています。

島田委員

もう一点、この特別委員会の中で専決の取扱いの話も出ている。いろいろな状況があるかと思うが、復旧にすぐ必要な予算が出てくると思う。災害の規模にもよるだろうが、例えば橋が落ちてしまったから架け直さないといけないとなった場合、どういうタイミングで予算編成をして、それを専決にするのか、議会に諮るのか、といったあたりはどのような流れで進んでいくのか。

佐々木危機管理監

今、橋の例えでありましたが、そうした社会基盤のようなものについては、恐らく災害救助法との絡みもあり、なるべく早急にということでしょうが、時系列的には現地調査も含めて設計や事務も必要になりますので、大分後になるかと考えています。非常時優先業務表の7ページの部分かと思いますが、こちらの総括部財務班というところが担当することになります。災害予算の編成及び執行管理というものですと、大体発災後3日以内ぐらいからそうした事務をスタートさせるということです。

どの程度予算が必要なのかという積算等ができることが条件になるとと思いますが、計画上は3日以内からそういうことを考え始めるということになっています。

矢作委員

非常時優先業務表の5ページで、市議会議員への連絡に関することとあるが、議会との関係で出てくるのはこのあたりだけか。

佐々木危機管理監 作成している業務表の中ではその部分だけかと思います。議会事務局の所掌ということで考えると、その部分になろうかと思います。

松本委員 今日、我々もこのBCPを細かいページごとにやっていくつもりだが、一番私が懸念しているのは、災害発生の際の市の対策本部が仕切るべき対策について、議員の行動というのは一番ある意味で気になると思う。議員の行動については、市のBCPのどこかに書いてあるのかどうか分からないが、どういう捉え方をしているのか。あまり動かないでくれ、邪魔しないでくれという感じか。

佐々木危機管理監 そんなことはありません。BCPや地域防災計画にも、特に議員の活動や行動についての記載はないですが、今の御質問の件は、やはり地域の中で、御自身の地元の地域を中心に、どういった被害になっているのか、避難所の状況はどうなのかというのを、恐らく議員は御本人が気になってきつと行かれるだろうと想定はしています。ただ、議会の災害対策会議の立上げ等もありますので、そういった場合は皆さん参集するのかと思いますが、一義的には地元で被害状況を一番確認したいと思っているのではないかと我々は捉えていますので、そちらから上がってくる情報と、市の職員のルートで上がってくる情報が違っていたらどうしようかなという懸念があります。あとは、もちろんタイムラグもありますし、その情報の規模

感もあると思いますが、同じ避難所の情報でも、担当職員ルートで市の災害本部に上がってくる情報と、議員ルートで議会の災害対策会議に上がってくる情報がどの程度乖離してしまうのか、同じなのかというのは読めないで、その共有は非常に重要かと思っています。そのためには、先ほど言ったような議会事務局長の情報連絡のパイプ役が非常に重要になってくるかと思っています。

先に申し上げてしまいますが、議会BCPの素案の中に情報発信というのがあると思います。議会からの情報発信の際に、やはり一元化した情報をお互いに発信するようにしないと、情報の錯綜と混乱を呼んでしまうのではという懸念はあります。

石原委員

コロナに限らず感染症の流行などで、部長職や市長が自主隔離に入ったとか、物理的に登庁できないときがある。議会のBCPでは、オンラインとかを非常に意識して議論をしているが、行政側はこうしたところの検討や調査をし始めているとか、何かそういうことは考え始めているのか。

佐々木危機管理監

災害対策の範疇では、なかなかオンラインでの情報収集などというのは、今は考えていないと思います。ただし、SNSなどを活用して、メールや職員参集メールなどいろいろなツールもありますので、そういったもので情報を収集する手だてというのはいろいろ考えています。協議をする場といった意味でのオンラインとなると、役所自体が通常の業務の中でも

なかなかオンラインやリモートなどというのが、今いろいろな課題もあつたりする状況なので、災害時のそうしたことは、今のところまだ具体的には考えていけない状況です。

川辺委員

先ほどの情報提供に関連して、災害時において、情報提供と要望事項のようなものとは分かれると思うが、両方とも災害対策会議のような一元化した一つの窓口から、議会として提供したほうがよいのか。それとも、災害時の避難所の状況といった情報は、いち早く伝えたほうがよいのか。要望事項はやはり議会の中で窓口を一つにまとめたほうがよいと思うが、そのあたりはどのように考えたらよいのか。

佐々木危機管理監

要望事項に関しては、まだ経験がありませんが、恐らく大規模災害になると要望事項だらけになってくるのだと思います。各避難所、地域の中、関係機関からも、市に対しては要望ばかりということになってくると思うので、優先順位をつけながら一つ一つ片づけていくような形になっていくかと思います。まとまった形でいろいろな要望とかをいただく場合は今もありますが、そうしたものは窓口を一元化してやっていただくほうがよいのかと思います。

川辺委員

議会の中でもある程度の優先順位をつけて要望とかをしていくということか。あと、状況報告のようなものも、やはり議会で窓口を一つにして

提供したほうがよいか。急を要する場合はもちろん別々のほうがよいと思うが、いかがか。

佐々木危機管理監

情報提供については、先ほど申し上げましたように、情報がいろいろと錯綜してしまうとか、同じ事象について違う情報で上がってくる場合も十分考えられると思います。それを、例えば市民に提供する場合にはどういうルートがよいかということでは、実際に市民への情報伝達のツールというのは議会の中でもいろいろお願いしているところではあります。防災行政無線やほっとメールはいつも申し上げていますが、そういったものを駆使して市民に情報伝達をしようと普段から整備しているので、そういった意味では、市から市民に情報伝達するほうがよいという気がします。議会から独自に、例えば地元の情報提供ということになると、市と議会それぞれから情報提供するというのは、違う情報として伝わってしまう恐れがあるということで、なるべく避けたほうがよいかというのが私の考えです。ただ、我々も経験に基づいていないものですから、何とも申し上げられません。

松本委員

ここに想定する地震、建物や人的被害とかという欄があるが、発災したときの被害状況の把握というような項目はあるか。想定するものがあって、被害状況の把握はどういう形でやるとかというのは、どこまでは行政で、どこは消防とか自衛隊でやるのかというすみ分けはできているのか。

例えば細かい話だが、最近はドローンがある。被害状況の把握、今は大体議員との関わりは、困っているけれどもこうしてくれなどといった被害状況の要望だ。そういうときの総合的な被害状況の把握は、どこかに書いてあるのか。

佐々木危機管理監 この業務継続計画の中での記載はないです。地域防災計画の中で、関係機関からの情報が上がってくるといった記載はあります。

荻野委員 このBCPの地震編が策定されたのが平成26年7月で、もう6年以上たっている。この間に熊本地震をはじめ大きな地震が幾つかあったし、また国でも内閣府でBCP作成ガイドとか手引なども出しているが、その6年ちょっとの間で見直しされた部分などはあるか。

佐々木危機管理監 正直言いますと、見直しという作業を全庁的に行ったことはありません。実は、来年度、埼玉県地域防災計画が大きく改定されると思います。所沢市の地域防災計画も令和4年度に大幅な改定をする予定で進んでいるので、その内容を見て整合を持たせながら各部局とも業務をしていくことになるので、今はそれを待っている状態なので、ここで見直し作業をやるのはどうかということがあります。ただ、この6年間でそういったことをやっていなかったことは事実です。

荻野委員

先ほど新型インフルエンザの業務継続マニュアルの話もあったが、今般新型コロナウイルスの流行を受けて、なかなか新型インフルエンザのほうでは想定していなかったようなこともあったかと思う。そのあたりを受けて、新型インフルエンザの業務継続マニュアルなどの見直しなどは特に今のところ考えていないのか。

佐々木危機管理監

見直しの作業スケジュールについて、今は具体的に申し上げられませんが、新型コロナウイルスも日々状況が変わっていて、新しい生活様式だとかいろいろな考え方が入ってくる中で、どんどん変わっていくので、見極めながら、業務に関係するところは見直すべきだと考えています。

越阪部委員長

それでは、議会のBCPの協議をしていきたいと思います。

初めに、この素案をつくったグループから何かお話はありますか。

島田委員

持ち帰りになっていたので、まずは会派の意見を聞いていただいたほうがよいのではないかと。

越阪部委員長

事務局で修正等を加えたバージョンのたたき台が皆さんの手元に行っていると思いますので、そのことを土台にしてお話をしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

島田委員 持ち帰っていることになっているので、その御意見を聞いたほうがよいのではないかと。

矢作委員 危機管理課の方にもずっといただいていたか。

越阪部委員長 聞いておいていただいたほうがよいと思います。一緒に聞いていただいて、何か気になることがありましたらぜひ言ってください。

それでは、また全体的なことについては戻ることもあるかもしれませんが、ざっとページごとでみて、会派の中でも意見等がありましたらその都度お話ししたいと思っています。よろしくお願いします。

では、1ページ目からです。

松本委員 1ページ目の最後の段落にこれらの情勢を踏まえ云々と書いてある。この後も読んで分かっているが、先ほどから出ている市の対策本部など、市との連携について非常に関心がある。例えば、この段落の2行目の安全確保と災害復旧に向けという部分の次に、この最初の1ページがすごく重要な目的だという話が会派ではあったので、市と十分な連携というような項目を一言入れてほしいという意見があった。目的の大事な部分なので。

島田委員 意見があるところを言ってもらい、後でもう一度確認しましょう。

越阪部委員長

次に、2 ページ目はいかがですか。よろしいですね。

(委員了承)

越阪部委員長

では、3 ページ目です。

川辺委員

この表の地震のところ、震度 5 弱を 6 弱以上と直していただいた部分だが、過去の 3 . 1 1 のときには、現実的に震度 5 弱で災害対策本部が設置されたという経緯もあった。結局、これは市との連携という部分で、市の対策本部ができて、同時に議会の災害対策会議ができると。

越阪部委員長

これは市のほうに合わせたという話です。

川辺委員

震度 6 弱というのは市に合わせた。ただ、これは市の対策本部ができたから自動的にこういう対策会議ができるということになるか。

島田委員

自動的にというか、基本的には議会は議会なので、どういうときに議会として立ち上げるかということを書いてあるわけだ。だから、その他のところの最後にその他議長が必要と認めるときということになっている。

川辺委員

そういった場合はその中に含まれるということで、分かった。

一つの例として、板橋区議会だと区の対策本部が立ち上がった場合、そ

れと連携するために議会災害対策会議が設置されるというような内容もあるので、それと連携するような形の表記があったほうがよいのではという意見も出た。その他の中に含まれていればそれでよい。

島田委員

一応地震については市に合わせている形になる。あとは、風水害やその他のところも一応行政とという形になると思うが、あくまでも行政があるから我々がくっついていくという立場ではないというか。それはもちろん連携はするし大前提だが、あくまでもやはり二元代表制ということを考えると、やはりそこは一定の独自性というようなものも持たせるということだ。

荻野委員

災害対策会議は要綱に基づいて設置しているので、一応後で要綱も見直し、整理しなければならないと思う。

越阪部委員長

次に、4 ページ目です。議会の基本的役割についてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

では、5 ページ目です。

川辺委員

議長の職務代理者の順位について、非常時や緊急時というか、災害時において地方自治法との関係性は考えられない部分もあるかもしれないが、職務代行は地方自治法第 106 条第 2 項で議長が何かのときには選挙す

るとか、同法第107条では改選期の最初のときには年長者が議長を務めるというようなものがある。文書にする以上はそこの整合性のあたりも考慮したほうがよいのではないかと、その部分は一回確認をしたほうがよいのではという意見もあった。あくまでもこれは条例とかではないから、第2位に議会運営委員長とかが入っているが、それは特に問題ないということか。

島田委員

原則は地方自治法に則る。この場合は議長に事故があるとき、または欠けたときというような、要するに亡くなってしまうこともあり得るので、そのときのあくまでも代理的な話で、あとはもちろん地方自治法に則って運営するのが大前提の議論だ。

川辺委員

この文言の(3)の中に、2行目の議会運営が入っている。これは、本会議とかがあった場合、例えば議長と副議長も亡くなって、2人いなくなったときに、議会運営委員長が議長を務めるというような状況になってしまうと思う。そういった場合はいかがか。

荻野委員

通常、地方自治法で定めている状況というのは、普通に本会議が開けるような状況で、本会議の中で新たな議長を選出するというようなことを想定していると思う。恐らくこういう災害時なので、なかなかそういう本会議が開けない中で、こうした規程をいろいろな議会のBCPの中で設けて

いるものなのではないかと思う。

島田委員

その上で、議会がある程度回り始めたら、もちろん自治法に則って議長選挙を行うとかそういう手続きになる。

川辺委員

あくまで応急的な感じということか。

島田委員

もちろんそういうことになる。

越阪部委員長

次に、6ページ目です。

松本委員

先ほど市との連携という話をしたが、このフローチャートの中にも何かそういう項目が入ればよいという意見があったので、一応提示しておく。市の対策本部との確認、連携などという順を追っていく中で、どこかに入ればというところだ。御検討いただければと思う。

越阪部委員長

次に、7ページ目です。

松本委員

この議員の基本的な役割というのは、BCPに限らず、要綱の中に入っていないか。議員自身の基本的な役割、災害時の役割における役割は、

ここに入っていないとやはりぼけてしまうか。こうした細かい議員の行動規範のようなものは、このBCPではなく別に定めておいてもいいのではないかという意見もあった。

島田委員

別建てでということか。

川辺委員

この(4)の表記の仕方だが、前回から、最終的に最後の部分は情報伝達をすることができるというような表記になっている。前回とほとんど意味は変わっていないと思うが、基本的に私の会派の中では、議会の中で対策会議をつくるので、その窓口をしっかりと一つにして、極力一本化して、緊急事態に市の執行部の混乱を招かないようにいろいろな要望等を一本化していったほうがよいのではというイメージが強く、前回の書きぶりのような感じの意味のほうがよいのではという意見があった。何となく情報発信してしまってもよいのかなというイメージがあるので、そのあたりは表現の差だとは思うが。

越阪部委員長

議会としてまとめてということでしょうか。

石原委員

そのあたりは、私の会派では、なるべく集約して先方に意見が届けられればそれは望ましいが、例えば本当に緊急を要するとか人命に直結するかという場合は、やはり直接連絡しなければいけないと思うので、むしろ

することができるというこうした書き方で残しておいたほうがよいのではないかという話は出た。原則は一本化してお伝えする、それはその原則がよいと思うが、本当に人命に関わる場所とかというのは直接連絡しなければいけない場合もあると思う。

荻野委員

言っていることは変わらないが、表現が変わっている。

島田委員

何でもかんでもできるというわけではない、というのは読んでいただければわかると思う。要するに、懸念されているのは、設けたとしてもやはり何だかんだと結局のところ会派や個人で動いてしまう、という抜け道に使われてしまうことを懸念しているのではないか。そこは、やはり原則はそういうことのないようにということだし、後で議論になるかもしれないが、一応どういう状況が起こるかは分からないので、できる規定であればとは思う。

荻野委員

後で執行部にも聞いてみてはいかがか。

川辺委員

私の会派の中でも、よく災害や防災関連の議員講習をやってくださる方のいろいろな資料などを見返しても、なるべく窓口を一本化してそれを軸にする、というイメージをつけたほうがよいのではという部分で今の意見が出た。

越阪部委員長

次に、8ページ目です。よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

では、9ページ目です。

松本委員

9ページの8. 災害対策会議の組織及び所掌事務、これの順番だが、例えば、ページが戻ってしまうが、5ページの5. 議長の基本的役割の次あたりにこの項目を持ってきたほうがよいのではないかという意見があった。議長の基本的役割の次あたりに、災害対策会議は議長がこういうことでつくった、その所掌事務、議会や議員の動き方などはその後になるのではないかということだが、皆さんの御意見を聞きたい。

越阪部委員長

この後に、これにはついていないですが、議会の災害対策会議設置要綱というのがあります。それも一緒につけることになるわけですか。

荻野委員

資料でつけているところも多いので、そうした形のほうがよいかもしれない。

越阪部委員長

そのほうが分かりやすいです。

次に、10ページ目です。よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、11ページ目です。よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

では、12ページ目です。

松本委員

12ページのフローチャートで、感染症と最初うたっている。これを外して、後から出てくる感染症のところに入れてしまう、これは初動期における議員の行動フローだ。

荻野委員

これは感染症じゃなくて、災害のほうだ。だから多分手違いでこうなっているのではないか。

矢作委員

上の感染症の四角がない、間違いである。

松本委員

それなら、この下の文脈が分かる。

越阪部委員長

次に、13ページ目です。よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

では、14ページ目です。

松本委員 細かい話だが、議会の行動の でオンライン会議をオンライン会議等とすれば、オンライン会議に限らずSNSやいろいろな範囲にこれから拡大していくから、等を入れておいたほうがよいという意見があった。

荻野委員 項目のタイトルを、行動から対応方針に変更していただいたので、その中の議会の行動や議員の行動も変えたほうがよい。事務局でやってもらって合わせたほうがよい。

越阪部委員長 次に、15ページ目です。よろしいですか。
(委員了承)

越阪部委員長 次に、16ページ目です。よろしいですか。
(委員了承)

越阪部委員長 では、17ページ目です。

松本委員 17ページも(4)オンライン会議の後ろに等をつけるという意見があった。

越阪部委員長 では、18ページ目です。

川辺委員 18ページの最後の 次回の定例会での対応が可能な議案等について

先送りするということが、例えば当初議会とかで非常に市民生活に重要な、大きな影響が出るような議案等が出た場合、そういった議案に対して何らかの先に審議を認めるようなものを、とにかく重要な議案があった場合にどうするのか、という部分を入れたほうがよいのではないかという意見があった。特に、当初予算などで何も決まらないまま年度を越すようなこと、3.11のときにはそれはなかったようなのでよかったのだが。

荻野委員

そこで議決できなければ暫定予算でやるしかない。

島田委員

基本的には、の部分は定足数が確保できていないので、現実的に議会運営ができない。今の川辺委員の話だと、多分それは確保できるときになると思う。確保できない以上は、もう議案審査が事実上できない。

川辺委員

その場合には暫定になるのか。

島田委員

その場合については、可能なものは送ってしまって、あとはもう確保ができないのだったら専決になってしまうと思う。

越阪部委員長

では、19ページ目です。

松本委員 　　少し戻るが、この定足数うんぬんも、本来は会議規則にうたっている。けれども、災害であるからあえてここに入れたのか。

島田委員 　　原則にのっとっても、定足数が確保できないということは議会の招集ができないので、あえて書いてある。確かに地方自治法で見れば分かる話ではあるのだが。

荻野委員 　　なかなかそのとおりにはいかないが、一応基本的なこと書いておいたほうが、実際何かのときには参考になる。

松本委員 　　これだけ読めば繋がってくるということか。

島田委員 　　そういうことだ。

越阪部委員長 　次に、20ページ目です。よろしいですか。
(委員了承)

越阪部委員長 　次に、21ページ目です。よろしいですか。
(委員了承)

越阪部委員長 　最後に、22ページ目です。

松本委員

最後から5行目の、大規模災害が発生した場合には、埼玉県市議会議長会や近隣自治体議長会等と、要するに共同連携して国や県に要望しようという趣旨だと思うが、大きなアピールになるというのは違和感があった。埼玉県市議会議長会や近隣市議会との共同で要望書をまとめ、強く要望活動を行うというような表現にうまく直せたらよいなという意見があった。趣旨は要望することなので、それはやはり地域と広域で連携してやることもあるから、所沢市独自の問題もあるけれども、そういう表現にできたらということだ。

島田委員

そうしたらもう一度、一通り御意見いただいたので、これで修正して。

荻野委員

それぞれまた決めていかないと。

越阪部委員長

執行部側から、何か気が付く点はありましたか。

佐々木危機管

それでは、恐縮ですが、何点か参考意見として申し上げます。

理監

まず、9ページの災害対策会議の組織及び所掌事務のところ、内容についてはこれでよろしいかと思いますが、市のBCPや防災計画などに照らして、議会の災害対策会議の設置場所がどこなのかという記載があってもよいかという気がしました。例えば、市だと本庁舎4階の入札控室となっています。それから、市の庁舎がダメージを受けた場合の代替の設置場

所を、市では西部地域振興センターの庁舎を借りるなど、そこまで決めてありますので、そういうものがあってもよいのではという気はしました。

それから、BCP全体で、恐らくこの修正が入ったときにも、当初は議会災害対応マニュアルという名称だったのだと思います。それを機能継続計画という名称に変更しているというところがあったのであえて申し上げますが、全体として何をやるか、どういう手順でやるかということの表記が中心になっていると思います。せっかく業務継続というような文言を使うのであれば、例えば通常はやるけれども、停止をする機能は何なのかというものが、別建てでもいいですが書いてあると、こういうことをやめて、継続計画としてこういうことをやるというのがより明確に分かるのではという気はしました。やらないことを書かないという考えもあるのですが、やめる機能、やめることは何をやめるのかというようなものがあれば、書いてあると分かりやすいのではという気はしました。

一応、内容については以上ですが、情報の共有等に関して冒頭にも私から申し上げましたが、議会事務局長がパイプ役となって市とつなぐ働きをお願いすることになります。市の災害対策本部としては、恐らく現場からどんどん上がってくる情報の収集にかなりの時間、終始することになってしまうと思います。ですので、議会事務局長にパイプ役の機能をお願いしながら、議会にも適宜情報提供をしていくことになるのですが、そこである程度のタイムラグについては御了承いただきたいと思います。即時即刻速報という形で、オンタイムで災害対策本部として議会に情報を発信でき

るかという、非常にそこは困難だと思います。実際の災害時には、恐らく
くそういうことはなかなかできないので、少しタイムラグがあることを御
了承いただければありがたいというのが幸いです。

休 憩 （午時 2 時 4 7 分）

再 開 （午後 2 時 5 6 分）

越阪部委員長

今、会派も含めて意見をいただきましたので、元からその条文等を見直すというか、素案になるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

ページごとでよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

1ページ目はいかがですか。

松本委員

先ほど発言したが、具体的な文言を申し上げますと、安全確保と災害復旧に向け、市と十分な連携を取って、迅速かつ適切な災害対策云々と。市と十分な連携を取って、と入れてもらいたい。

越阪部委員長

よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、6ページ目です。

松本委員

6ページも表現を、さっきどちらが先だとかという議論があったが、やはり一緒に。

島田委員

でも、これは今のを入れたのであれば、フローだから、あくまで流れだからよいのではないか。

松本委員

わかった。趣旨が入っているのでよい。

越阪部委員長

次に、5 ページの後に9 ページを持っていくということによろしいですか。

松本委員

文脈としてはどうか。

荻野委員

事務局としてはどうか。松本委員がおっしゃるように、そういうつくりのところもある。ただ、基本的な役割の項目が続いているので、そのほうがきれいかなというのもあってこういう並びにしたのだが。

松本委員

そういう前提があるならよい。

大島 議会事務
局主幹

今現在も、議会事務局で精査し切れていないところがありまして、話の中ではこちらの5 ページ目(3)の順位づけについては、そもそも地方自治法の中で仮議長を立てることができるという制度があることを考えると、こちらに記載することなく、例えば事前に仮議長の選任を行っておけば、正副議長が事故あったときにはそちらでという考え方もあります。

荻野委員

9 ページ目の災害対策会議の組織及び所掌事務を、議長が設置するのだから 5 ページ目の議長の基本的役割の次へ持ってきたほうがよいのではないかという松本委員の意見だが、この辺りは何か考えがあるか。

大島 議会事務
局主幹

災害対策会議設置要綱がありますが、今回 B C P を策定するに当たっては、こちらもセットで見直しが必要になるかと思います。

先ほど危機管理監からお話がありましたが、設置場所などを明記するので、今 9 ページに掲げられていることも設置要綱のほうに入ってくるのではないかと思います。

越阪部委員長

設置要綱で済んでしまう部分も出てくるということですね。

大島 議会事務
局主幹

例えば、災害対策会議については別紙要綱を参照のこととして添付するような形でもよろしいかと思います。

越阪部委員長

それはもう少し一緒に考えましょう。要綱を見直すという作業をしなければいけないです。

荻野委員

では、取りあえずこの形にしておいて、最終的にまた整理すればよいのではないか。

越阪部委員長 そのときにどこに入れたらよいかということをするということで。

荻野委員 どうせ要綱も直さなければいけない。

越阪部委員長 そういうことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長 次に、7ページ目の(4)です。

石原委員 できると行わないのどちらにするかというところだ。

越阪部委員長 情報というのは難しいですね。

石原委員 要望と情報はまた違うという考え方が。

松本委員 情報のほうが執行部を拘束しない。

越阪部委員長 主語が要望ですか。

松本委員 情報伝達は広く執行部も欲しいのではないか。

荻野委員	要望もその中に入ってくる。
松本委員	要望は入れなければよい。
矢作委員	入るのか。
川辺委員	セットのときもあるので難しい。情報だけだったらできるか。
石原委員	確かにセットなこともあるような気がする。要望と違うというようにしておかないといけない。
越阪部委員長	要望は後回しのようなことになるかもしれませんが。情報は先にしてもいいというその表現の仕方です。
松本委員	だから、個人的な要望は差し控えて、緊急を要する情報については、それを拒まない。
石原委員	例えば、避難所等で疫病が発生するとする。そうしたら、議会で取りまとめて二、三日たつうちに、何時間かで伝染してしまうものなので、そう

いう情報だけはできる規定の中で伝達の可能性は残しておいてよいのではと思う。単純な情報伝達や人命に関わるような件は。

荻野委員

取りあえず、事務局で直してくれたからこの形にしておいてよいのではないか。また全員協議会とかもあるので、そのときでも。

越阪部委員長

まだこれで本決まりではない素案の話ですから。

荻野委員

また直せる機会がある。

越阪部委員長

そういうことがあるということを皆さんも気にしながら見ておいてください。それでよい文面になるようでしたら、そのようにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員

9ページ目で、さきほど設置場所の記載があるとよいのではと佐々木危機管理監がおっしゃっていた。議会事務局の基本的役割のほうに、被災状況によっては別の待機場所を確保するとは書いてある。

越阪部委員長

どこに設置するかというのは書いていなかったなので、そこは要綱の見直

しの中で検討していくということによいですね。

島田委員

先ほど提案があったことは全て要綱の見直しのときにということで。

越阪部委員長

そこに場所も入るということになるわけですね。災害対策会議設置要綱ができていますので、その見直しと一緒に考えていくということによろしいですか。

(委員了承)

島田委員

あとは、14ページでオンライン会議の後に等を加えるか。行動としているところを対応方針に統一するか。

越阪部委員長

これは整備するということによいですね。

(委員了承)

島田委員

最後のページで、アピールの部分はどうか。

荻野委員

国・県その他の関係機関に対する大きなアピールとなるというところを削ってしまえばよいのではないか。

松本委員

近隣と協力して要望すること自体はよい。その上に、災害対応に共通する課題解決に、と入れる必要があるか。課題解決に対しての要望を行うと
いうように。

荻野委員

ここをとってしまってもつながるのではないか。

越阪部委員長

今言ったのは、国・県その他の関係機関に対する大きなアピールとなり、までを消してしまうということです。よろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

これが大体の素案ということで、政策研究審議会に諮問をして答申をいただいてから、パブリックコメントを実施し、修正もあるかもしれません。そのような手順で本当の決定となりますが、素案は大体この内容でよろしいでしょうか。

(委員了承)

大島議会事務局
主幹

先ほどお伝えしましたが、要綱の話も併せてお願いします。

越阪部委員長

この素案というのは素案になるようにということで、今、ページを追ってやっていました。あとは、今日ではないですが、平成25年4月に策定した議会災害対策会議設置要綱の見直しと一緒に整理する作業を引き

続きしていきたいと思います。その他については、大体今言った素案の素案ということで、よろしくお願ひします。次は要綱の整備も含めてこちらもやっていきたいと思っています。

荻野委員

審議会のことはまた後でやるのか。

越阪部委員長

そうです。日程的なことも含めてやります。

政治倫理条例の見直し（素案）について

越阪部委員長

これは、ワーキンググループのリーダーの石原委員に状況等をお話いただいてから協議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

石原委員

倫理条例のワーキンググループの中での議論を踏まえた、現時点の到達点というようにしてきた。本日の委員会で妥結できるところは妥結をして方向性は決めようという話に前は至っていたと思う。その議論の経過として、現時点でのところを説明する。その上でまた意見をいただき、決められるところは決めてという流れになると思う。

まず、議員の関係する企業が市の公共事業等の請負契約等をするものの規定について、議員、その配偶者、2親等以内の血族もしくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業は、市との請負契約等の締結を辞退するよう努めること。ただし、災害等の場合は除くと記載している。これは、強中弱の程度のうち中バージョンだが、作業部会の中でこのあたりを中心に議論した。会派の意見として、2親等以内の血族というのを自民党では削除してほしい。公明党は、親族の範囲が広いのではないかと。共産党は、委員会の中でも発言があったが、中バージョンの辞退するよう努めることでいがかかということだった。自由民主党・無所属の会は、中バージョンの辞退するよう努めることというもので妥結ができるのであれば、そこに着地していくということはいかがか、というような意見が今のところは出そろった。後で会派の皆さんから補足というか、詳細な御意見はいただく。

ハラスメントについてはさきの委員会のとおり、全会一致している。

議員が補助金を受けている団体の長を務めることの禁止については、ワーキンググループの中で出た意見として、役員、長だけではなく重役や会計責任者、そのあたりも含めて就任しないほうがよいのではないかという議論が生まれた。申し上げると、議員は、市から活動及び運営に対する補助金または助成を受けている団体及び著しく公共性の高い団体の長、ここまでは従前の議論と同じである。これに加えて、長や重要な意思決定に影響力を持つ役員、または資金の支出に影響力を持つ役員に就任しないことという書きぶりにした。団体については規則で別に定めるとしている。施行規則もこのような方向で書いてはどうかというところもワーキンググループの中ではお示しした。名前を挙げて列挙したのは、以前から市議会として就任しないと言われている自治会長、町内会長、自治連合会会長、PTA会長、PTA連合会会長、消防団長、消防団分団長だ。分団長を書いたのは、先ほどのBCPでも議会の役割、議員の役割は災害時に細かく決められているので、消防で詳しい指揮命令系統の指揮をする立場は、なかなか現実的には兼ねることは無理だと思うので、そうした意味も含めて分団長も書いてある。非常に補助金の金額も大きい商店街会長、商店街連合会会長、その他、補助金や助成金によって運営される団体、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体というように書いてある。第2項として、ワーキンググループの中で意見が出た副会長や会計管理者を含む役員についても規制をすることと書いた。こうしたことをお示ししたところ、

各会派の意見として、自民党と公明党は副会長、会計責任者は含まれないのではないか。共産党は、聞き漏らしてしまったかもしれないので、後で補足をいただければと思う。自由民主党・無所属の会は、会計責任者や副会長は含んだほうがよいのではないかということだった。

最後に、議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定について、現行の条文の整理をしているが、各会派の意見としては、自民党、公明党、共産党は現行規定でよい。自由民主党・無所属の会は、仮に品位と名誉を損なう行為、または議会に対する市民の信頼を損なうおそれのある行為をしないことというのをちゃんと書けた場合に、議論の中で、例えばみみ丸カフェで議員が仮装したようなときに、品位がどうなのかと言われる懸念があるといった意見があったので、もし可能であれば施行規則の中に、議員の活動の制限をするものではないという旨を明記するのはいかがかという話をした。

会派のリアクションとしてはここまでに至っているが、今日の委員会までに妥結というところには至っていない。したがって、この後の協議になるとは思うが、その前に、ワーキンググループの中の会派からの意見、あとは立憲民主党、至誠自民クラブを含めた意見などをまたいただければと思う。

矢作委員

議員が市からの補助金を受けている団体の長を務めることの禁止については、共産党としては、これを含められるのであれば、明文化したほう

が分かりやすくてよいのではないかということで、自由民主党・無所属の会と同じ意見だ。

それから、議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定について、これでよいと言ったが、条文を分けるのであれば、(1)、(2)となっている順番を入れ替えて、より重いものが先に規定されるほうがよいのではないかという意見なので、補足しておく。

川辺委員

請負契約等することの規定について、先般自民党から、2親等以内の血族もしくは、の部分削除という話が出て、私も当初それはよいのかなと思いつつ、一回会派持ち帰った。しかし、この2親等という言葉を除いてしまうと、同居の親族となる。この親族という言葉を見ると、6親等内の血族と配偶者を含めた3親等内の姻族ということだった。市民の目から見たら、同じところに住んでいれば、遠い親戚であろうが、市の事業を受注して利益を得ているとか、もしかしたらそのように映ってしまうかもしれないが、2親等という言葉を除くと、親族という言葉が非常に広過ぎてしまうのではないか。地方自治法第92条第2項では、もちろん本人の兼業を禁止しているが、2親等というある一定の制限の言葉はあったほうがよいのではないかという意味で、2親等以内の血族もしくは、という部分を削除すべきではないのではないかという意見が出たので、そのあたりを意見があればお聞かせ願いたい。

石原委員

確認だが、同居の親族というのがどこに意味するかだ。2親等以内というのは血族にかかってくると思うので、同居の親族というのが残ってれば、おっしゃったような幅の広い親族というのは残ることになる。2親等以内の血族もしくは、を残した後、同居の親族の文言はどうされるお考えか。

川辺委員

2親等にかかってくるわけじゃないのか。

石原委員

2親等以内の血族というカテゴリーと、同居の親族というカテゴリーがここにはある。仮に、2親等以内の血族を残すか残さないは別として、同居の親族というのは、ここでは家族という意味だ。さっきおっしゃったように、遠い親戚でも一つ屋根の下で寝食を共にしていれば家族という意味だ。

越阪部委員長

同居の親族というのは家族という意味でしょう。だから、いっぱいこういうふうに当たらないというか。

島田委員

結局、利益誘導にならないようにというのが趣旨なので、もしくは同居の親族となると、確かに川辺委員がおっしゃっていることだとすごく広くなってしまうというのは分かるが、一緒に住んでいればそれは遠い親戚ではない。ということを見ると、同居の親族というのはやはり残しておい

たほうが、単純に遠い親族という意味で、例えば6親等先まで禁止しているわけじゃないので、同居の場合という限定がもう既にされているので、そのあたりの懸念は大丈夫なのではと思う。

松本委員

昨日会派総会を行い、自民党は石原委員にお話ししたとおり、2親等以内の血族もしくは、の部分の削除をお願いしたが、会派総会において、この第5条の規定は現行どおりでよいのではないかと、今回触れることはないのではないかと、という結論に達した。それには、職業の選択とか議員の門戸を狭くするとか、いろいろなことを考えると、我々の委員だけで方向性の案をつくることもなかなか無理があるのではということから、もっと広い知見といったものが必要じゃないかと。さらに、これは各市町村によって事情が違ふと思うが、なかなか議員の成り手がいない時代に、例えば現職議員が市と取引をしている人と結婚したら、その議員が辞めなくてはならないとか。そういう事例を鑑みた場合、やはり門戸は閉ざすべきではないという見解だ。それが無理なようであれば、石原委員に申告した、2親等以内の血族もしくは、についての意見になる。大前提としてはそういう意見が出た。

石原委員

誤解のないように説明するが、市と取引がある方と議員が結婚したからといって、議員を辞めなければならないわけじゃなく、市の公共事業を受注しなければよいという話だ。経済活動も制約をするわけではなくて、経

済活動は議員が仮に経営者だとしても大いにやっていただいて、その知見を議会に反映していただければ、私はそれは歓迎すべきことだと思っている。ただし、自分が議決している公共事業を自分の会社がというのは、議員という立場とか影響力とかいろいろあるので、そういうところを辞退するよう努めてほしいというように努力規定を求めているのであって、そうしたことを制限するものではないというのは、会派の皆さんも御認識いただいていると思うが、念を押して、重ねて誤解のないように申し上げておく。

島田委員

加えて言うと、議員の門戸を開くという話は、少なからず所沢市の場合には34万人の人口がいて、高知県大川村のように町村総会みたいなものをするというような事態にまでなっているわけじゃない。選挙にも現職プラス10人ぐらいはいつも出られている状況なので、そこまで兼職についてというか、所沢において危機感はまだ、そのあたりは廣瀬先生の話でも地元状況に合わせてということだった。それを考えれば、まだそこまで心配しなくても。あくまでも市との請負契約についてということなので、石原委員がおっしゃったとおり、ほかにおいてのいろいろな経済活動は全然やっていただいて構わないので、そのところは整理をしていただければと思う。

越阪部委員長

今のワーキンググループの話ですが、至誠自民クラブと立憲民主党の話

も聞きましょう。

島田委員

立憲民主党は、基本的には強バージョンでも構わないんじゃないかという話はしていたが、中バージョンでも別に大丈夫だという意見だった。

荻野委員

条文の作りだが、そもそも第5条の行為規範は、次の事項を遵守しなければならないということ、第1項からあるわけだが、遵守しなければならないとなっているので、例えば文末の表現として、辞退するよう努めることというのは違和感があるのではないかというような意見はあった。しかし、基本的には市の仕事を取らなければよいというだけの話なので、比較的厳しめでいいと思うが、それは皆さんと合意できる線で考えていただければよい。

石原委員

2親等以内の血族というと兄弟姉妹あたりだ。そこを含まないで問題ない、影響力がないというお考えか。

越阪部委員長

配偶者とか同居の家族だったら、この前言っていた強バージョンの表現でもよいのではないかという話でしたね。

石原委員

2親等を抜いたら、強バージョンの表現というのは全く狂ってくるので、そういう御意見は当たらないと思うが。

島田委員

逆に、2親等以内の方が受けてもいいという理由は。やはり、なぜこういうのを議論しているかというのは、自分もしくは近しい親族が経営するところが市の事業を請負してしまうということをやめましょう、という話をしているだけなので、いわゆる我々が自営業をやってはいけないという話をしているわけではない。

松本委員

答えになるかどうか分からないが、市と契約するに際しては、入札という大きなフィルターがある。そこで企業資質とかもフィルターにかかるから、市のために、市民のためにこういう企業がよいという、その入札のフィルターがかかれば、独立していると理解できないか。

石原委員

入札というのはまず金額の話がある。それから工事の様式に対して、要件、事業者として能力を満たしているかということが入札で審査されることである、その企業が議員と深い関係があるかというのは、そもそもフィルターの項目にない。だから、入札をくぐるからということは、影響力のある企業が受注してしまうブロックにはなり得ないと思う。

島田委員

要するに、これはそういう襟を正してという意味も結構含まれていることだ。残念ながら社会から我々の市議会議員という立場はなかなかよいイメージを持たれていないというか、実際に不祥事なども多くある中

で、議員をやってしまうと、自分の会社が市の請負をしないと行政が回らないというような先ほどの大川村のような状況とはまた全然違う。この部分について否定をしてしまう、認めてもよいのではという話になってしまうと、かえって自分たちに甘い姿勢を示していると取られかねない可能性もある。何度も言うが、事業をやってはいけないという話とは別の話だ。これについては、やましい思いが自分たちにはないのであれば、2親等以内の血族は別に入れておいても全然構わないのではないか。

越阪部委員長

実際にはどういうことが考えられるか、ということがあります。

島田委員

まず、一旦これは飛ばして、ほかのまとめられるところからまとめてもらうのか。それか、どうしても、請負のところは一回持ち帰ってほしいということであれば、持ち帰ってしかるべきときにやるのか。

越阪部委員長

松本委員、持ち帰りでよいですか。

松本委員

はい。

石原委員

そうすると、今日はできればその方向を決めたいという話だった。だから、ここの協議の中で妥結できるところを今こうして探っているわけだが、今日持ち帰るということは、今持ち帰って休憩をとってこちらにきて

いただけるのか。それとも、また後日、というどちらの持ち帰りか。

越阪部委員長

今日は素案の素案のようなことでまとまるとよいなと思っていました。これは後でお話をしようと思っていたのですが、議会改革に関する廣瀬先生の話のこともあり、時期的には廣瀬先生にBCPと倫理条例の改正などのお話をできたらよいのかなと思っていました。しかし、そういう話ではなく、議会改革の全般的な話になっているようなので、そこにぶつけなくてもまだ間に合うのかなという感じを私は受けました。そういうことなので、今日きちんと決めるということがなくても、多少許されるのかなと今の段階では思っています。

島田委員

結局は、持ち帰ってもらっても、いやどうしてもめませんとなった場合、別にここは議会運営委員会じゃないので、全会一致ではない。最後は決を採るだけの話なので、持ち帰ったらいつにということは決めていただくと思うが、何も今日、決を採ってほしいという話はしていない。しかし、最終的には、これは全会一致ではないので、そこを御理解いただいた上で持ち帰ってもらうのは結構だが、なるべくやっていただきたい。

大島議会事務局
主幹

申し合わせ事項で、委員会が議案を提出する場合は全会一致を旨とします。

石原委員

採決の提案をしても、全会一致の法則が適用されるということか。

大島議会事務局

委員会からであれば委員会提出議案として出すような形になるかと思

局主幹

います。また、議会運営委員会を通すのであれば議員提出議案という形になるかと思

います。過去の例としては、よい悪いは別として、予算常任委員会の関係の条例改正については、本会議場に議員提出議案が提出されて多数決で可決されたことがあります。

石原委員

いつまでも平行線で、現状で意見が一致しているのはハラスメントだけだ。全会一致の法則でいくと、これはハラスメントだけになってしまう。この間にいろいろ議論してきた。

越阪部委員長

ワーキンググループで話したかもしれないですが、全体の中ではするということを進めていますから、別段そこが云々ということではありませんので、今日が決を採るとかという時期ではないと思っています。

石原委員

その決の話で今は全会一致という話が出てきた。全会一致の法則で、出来上がったところまでとなると、今のところはハラスメントの部分になる。それから、委員会案となると従前の議論の経過もあるので、私どもは修正案で提案をしたい。それで採決を採っていただければと思う。

島田委員 全会一致というのは裏を返せば少数決という形になってしまう。少数決は避けなければならないので、やはりまだ時間あるので議論をしてもらっても構わないと思う。ほかの会派の人たちも、別に2親等以内というのは、入れても構わないということか。公明党はいかがか。

川辺委員 もちろん、これは入れても構わない。

島田委員 そうすると、自民党だけが少し難色を示されているということなので、少数決は一応避けるというか、その上でまた議論していただいて、というのがよろしいのではないか。

松本委員 今後の進め方にも関係してくるので、事務局に確認したい。この倫理条例は審議会に諮問することもできるのか。要するに、外部の知見というか、広く知見を求める。

大島議会事務局主幹 諮問すると委員会の中で決まれば、お時間をいただくようにはなりますが、それは可能だと思います。

荻野委員 ただ、形式を整えておかないといけない。

松本委員 先ほど申し上げたが、我々だけではなく広く知見を求めるという意味か

らすると、時間はかかるがそうした方法もあるかと思う。

越阪部委員長

もう少し時間がありますので、ここは先に行きます。よろしいでしょうか。議論は尽くしていきたいと思います。またまとまるように頑張りたいと思います。

次のハラスメントのことについてはこれでよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、市から補助金を受けている団体の長を務めることの禁止についてです。

川辺委員

前回、石原委員に御尽力いただいて施行規則をつくっていただいて、この内容等も会派の中で議論させてもらった。結論として、公明党は、施行規則に非常に具体的にいろいろと書いてくださっているというところと、施行規則第2条の自治会長、町内会長、連合会会長といったあたりは分かりやすいと思う。その他、補助金や助成金によって運営される団体というのは、結局のところなかなかどういう団体がよいのかという判別が難しい部分があるんじゃないかという意見も出た。最終的に、今回はこうした資金に影響力を持つ役員に就任しないことという強い形になっているが、公明党の案として、もう少し努力義務のような形になってしまうが、議員は、市から活動及び運営に対する補助金または助成を受けている団体の長及び役員には就任しないよう努めることという、短い文言にしてはどうかと

いう意見を出したい。そういう形にしていけば、不明瞭な部分をどうやって検証していくのかということも解決できるのではないかと思うので、提案させていただく。

石原委員

公明党の提案を今聞いた範囲だとすると、補助金や助成を受けている団体の長や役員だった。そうすると、その役員の中には副会長、会計責任者というのは当然含まれると思う。役員にも広さがいろいろあると思うが、例えば町内会でいえば文化部長とか体育部長とか環境部長とか、それも役員と言えは役員だ。そうするとまた範囲が広がってしまって、何年かに一度当番でどうしても引き受けなければいけない班長とかもあると思うので、そのあたりはどうお考えなのか。

あと、努めることという努力規定にすることだが、先ほどの請負契約の努力規定は、ある種、会社を営んで、市と公共事業の取引がある議員というのは限定されると思う。しかし、こちらの補助金を受けている団体の長を務める可能性がある議員というのは、割かし誰しも該当する可能性があると思う。だから、努力規定で努めることとすると、先ほどの請負契約の努力規定とは少し意味が違ってくるのではないか。可能性として、そうしたところに就任する可能性が高いわけで、そこが努力規定で縛れるのか、努力規定に任せてそうした不適切な関係を生まない環境がつかれるのか。

それから、今まで市議会が不文律で守ってきたPTA会長というのがあ

る。今の提案の話だと、補助金または助成を受けている団体なので、単体のPTA会長は含まれないことになると思う。だから、この案では、著しく公共性の高い団体というのも書いて、単体のPTAの会長を含められるようにしてある。それがなくなってしまうと、今まで議会が守ってきたPTA会長のところが明文化できなくなってしまうが、そのあたりのお考えはいかがか。

川辺委員

今までの不文律のようなものは、やはり継続してそのままやっていけばよいかと思う。その上で、取りあえずこの部分においては、この前お示しいただいたいろいろな団体があって、その中で特に分かりやすい明確なものについてはこうして施行規則で羅列していただいているわけだが、とにかくこれを強いもので運用していこうとすると、実効性という部分でなかなか正確に実行できない部分もあるかと思う。そのあたりは、かといって、今まで何もないというよりも、努力義務としてしっかり市民の方に、こうした補助金等に対しても議員としては襟を正していますよ、ということを示す上で、努力義務というか、条文化するという、現時点ではそれにとどめておくべきじゃないかなという観点です。

石原委員

確かにおっしゃる意味は理解できるところはある。そうすると、施行規則の中に列挙はしなくてもよいのではないかという意見か。

川辺委員

そうだ。施行規則はもうつくらなくて、単純にこの案というか、現時点ではそれでよいのではないかという。

石原委員

それだったら、公共性の高い団体というのも含んでおいていただかないとという感じだ。

越阪部委員長

元に戻るようで申し訳ないのですが、一番初めにつくった案の強中弱というあの文面では、就任しないこと、努めること、自粛することと書いてありました。それでいうと、しないことと明記すると、より分かりやすいかと思います。それで、今までやってきたことにプラスして、この団体というか、商店街会長とかこういうことの名前を入れておくと、そのほうが分かりやすいのではないのでしょうか。そして、その他、補助金や助成金によって運営される団体、こういうことが少しはっきりしないというわけではないけれども、曖昧というところがあって、そこがどのように言えるのかというのが施行規則のところの問題になるという感じはします。ですから、今回は、できるなら、これはいけないという団体名だけをきちんと出して、就任しないことというようなことが分かりやすくあったらよいのではという感じもしますけれども、いかがでしょうか。

石原委員

確かに補助金や助成金によって運営される団体というかなり範囲が広いものになる。

越阪部委員長 なので、そのところはどのように入れたらよいでしょう。

石原委員 それを、大なり小なり全て列挙するというのは現実的にはできない。

越阪部委員長 だから、今回はできるものだけ、入るものだけはこういうことですよと
というようなことを決めておけば、申合せ事項のようなことかもしれないけ
れども、それではっきりしておいたらいかがでしょうか。そのほうが分か
りやすいのかなという気はします。

石原委員 確認だが、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体という部分で、
この意味は皆さん分かるか。

越阪部委員長 それも含めてですね。

石原委員 数百という団体になると思うが。

越阪部委員長 それをここに書くことが分かりやすいのかどうかということも含めて
ですね。

川辺委員 公明党としても、就任しないことと強くしたほうが、もちろん市民に対

しても示しがつくという部分もある。しかし、実際にどういう団体か、もちろん分かりやすいPTA会長とかそういうのはよいが、ほかの紛らわしい部分をどうやって判別していくのかという運用面を考えると、なかなか強いものにしてしまうと現実的ではないかなという部分から、就任しないように努めることという、議員の意思というか、気持ちを表す条文でどうか、という形で提案させてもらった。

越阪部委員長

今回は、分かっている範囲内で書いてあるだけで、団体の長だけをはっきり明示するということでしょうか。

石原委員

そうすると、団体の長を列記してきたと。

越阪部委員長

今書いてあることがあって、その他、補助金や助成金とか、行政が事務局というところは、公明党じゃないけれども、分かりづらいというわけではないですが、どういうことですかとなると、今のところはいっぱいあるとか、こうだとなってしまいます。ですから、これは削っておくというわけではないですが、今は上の部分だけでどうですかということです。自治会長から商店街会長までは書き出しておけば、今はしょうがないのかなと思います。

石原委員

それだと、自由民主党・無所属の会の考えでいうと、それでは狭いので

はと思う。

島田委員

要するに、これもさっきの話で、結局その運営団体を私物化しないようにということが一番の趣旨なわけで、その趣旨を分かりやすくするのが今回のいろいろな議論をしてきてた話だ。

越阪部委員長

条文には、補助金または助成を受けている団体の長はしてはいけないと書いているわけですね。

石原委員

この議論の最初にも申し上げたが、補助金や助成金を議決し、自分がその団体の長として受け取って、それをメンバーなり市民なりに分配する形になってしまうので、これはその図式に議員が長として入るのはいかなものかということだった。シンプルに、自分がある団体の長として就任していたとして、その団体の長が補助金や助成金を受け取っているかどうかの自覚というのは、100%その長は理解しているはずだと思う。列記をするというよりは、御自身が就任して補助金を受け取るかどうかの問題だと思う。

島田委員

最初に示されたのが2行のものだった。今回新しく4行のものが示されて、あとは施行規則の話と、2つ出てきてしまって、ここについてはまだ会派のほうでもう一度聞いてこないといけないと思う。最初の段階だった

ら、中バージョンでよいのではないかという話だったので、いずれにしても持ち帰って、あとは施行規則をどこまでかということだ。確かに不文律になっていた部分があるので、そこは明文化して、あとは趣旨についてはよく理解をしてもらってということは大事だと思う。

石原委員

幸いにというか、意図はしなかったが、今日決めなくてもよいということに先ほどなったので、ここは少し議論を深めたい。

越阪部委員長

今日初めて見たところもあるので、そういう意味も含めて、この次ということでもよろしいです。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定について、これは現行でよいのか、条文を整理するのかという二案でした。

島田委員

立憲民主党は分けても別に構わないという感じだ。共産党も、分けるんだったら重い方だという話もされていたが、それについては別に問題ないかと思う。分けても現行のままであっても。

荻野委員

特段これについて意見はなかった。あえて刑事事件等と書いてあるということは、規定ができた当時に議論がいろいろあったのかと推察はするが、確かに分けたほうが分かりやすいのかなという気もするし、刑事事件

に限定されるべきものでもないのかと思う。そのあたりにこだわりはない。

越阪部委員長

これも含めて今まで出たのはワーキンググループのことですから、それを改めてもう一度やるということによろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

この次のときに話をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

石原委員

ワーキンググループの至った時点というのは今日報告したので、これ以降はもう委員会の中での議論という理解でよろしいか。

越阪部委員長

委員会の中での議論ということになると思います。よろしいでしょうか。

(委員了承)

その他

越阪部委員長

島田副委員長に日程調整をお願いして、研修会が11月16日午後1時半になり、通知も行っていると思いますが、そのようになりました。私はそこでこのことも少し議論するとか、廣瀬先生に見ていただこうと思っていたのですが、まだそこまではいかないとか、改革のことについて、全般的にはありますが、廣瀬先生のお話を聞いた後にそれを受けてもう一度いろいろな話がこの中でできるとよいなと思っています。申し訳ないのですが、今日は素案のようなことができるはずでやっていたんですけども、そうはなりませんので、引き続いてまた後日検討していくことになると思います。よろしくお願いします。

そして、11月16日の研修会の廣瀬先生の進行とか、やる時の方法のようなことは決めておきたいと思っています。レジュメじゃないですが、どんな形であるかというようなことだと思っています。全般的なスタイルとしては、廣瀬先生がお話をしますか。

島田委員

今回、廣瀬先生に伺うのは、全国での議会改革の動向ということで、特にBCPとかに限ったことではなく、今の全般的な動きについて御講演をいただく予定だ。一応、進行役は委員の私がさせていただき、委員会の活動内容の報告等は、私と石原委員がワーキンググループでやったところがあったので、そちらでそれぞれ説明できるところについて説明をさせていただきたいと思っているところだ。

石原委員

研修会の中で説明の時間があるのか。

越阪部委員長

議員の全員が集まることになっていると思うので、途中経過やこういうことになっていますという話だけは、全員に分かるように伝えておいたほうがよいかということで、廣瀬先生の話と、プラスしてこちらの委員会の報告のような形をするということになると思います。

それから、廣瀬先生に対する質疑応答等の時間はできますか。

大島議会事務局主幹

いつもやっているような形で、廣瀬先生の講演が終わった後に15分程度の質疑の時間をいただいて、そこで一回休憩をはさみ、今度は島田副委員長と石原委員から御報告をいただきます。その際、廣瀬先生はオブザーバーということで、発言なしで見ていていただくような形ですので、質疑は発表者の方に対して議員がするような形です。

荻野委員

時間配分はどんなイメージか。

島田委員

全部で2時間ぐらいのうち、廣瀬先生は質疑込みで1時間だ。

大島議会事務局主幹

事務局では既に議員研修会の決裁を議長に上げさせていただきまして、その中の予定では、廣瀬先生の講演が45分、質疑応答が15分、そ

の後、大体30分ぐらいで委員会からの報告をそれぞれしていただいて、それに対する質疑という形で、大体2時間ぐらいです。

越阪部委員長

1時間ずつですね。そのような形でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会(午後4時12分)